

国民年金保険料の納付忘れはありませんか？

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(126)

令和3年度(令和3年4月分から令和4年3月分まで)の国民年金保険料は、月額**16,610**円です。付加年金に加入している場合は、月額400円の保険料が上乗せされます。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な「口座振替」もありますので、早めの納付をお願いします。

■保険料免除・納付猶予制度について

国民年金制度には、所得が少なく保険料を納められない場合に保険料免除・納付猶予制度があります。保険料を未納のままにしていると、将来の年金(老齢年金)だけでなく、障害や死亡といった不測の事態が生じた時に、障害年金や遺族年金等が受けられなくなる場合があります。

保険料免除

所得が一定基準より少ない方、失業など経済的な理由で保険料を納付することが困難な方は、申請して承認されれば免除される制度です。

免除制度には、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

また、ご出産の予定がある方を対象とした免除制度もあります。

納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合は、ご本人からの申請後、承認されると保険料を後から納付することができます。

また、学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、申請により納付を猶予されます。

納付猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって保険料を納付することができます。(経過期間に応じた加算額が上乗せされます)

【申請及びお問い合わせ先】

鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

住民環境課年金係 ☎ 099-476-1111 (内線126)

